

前月比
人口 75,507 (-836)
〔男 36,129〕
〔女 39,378〕
世帯数 20,026 (-31)

おおだて

5月号 (No. 190)

編集と発行 — 大館市役所
(電話) 2-1212
発行年月日 — 昭和48年5月1日
発行日 — 毎月1日

広報紙は、行政協力員を通じて全世界に配布しています。届かなかったり、配布が遅いときは、総務課庶務係へご連絡ください。

昭和43年3月1日第3種郵便物認可 (1部5円)

命運かける東北新幹線

総力を短期決戦に集中しよう

東北新幹線の秋田・津軽ルートを実現するため、去る3月27日東北新幹線誘致大館市市民議の主催による「市民大集会」が、体育館に2000人もの市民が集い、盛大に開かれたのははじめ、4月10日には秋田県ルート誘致促進期成同盟会が、東京で3回目の総決起大会を開きました。

今度の両大会は、国鉄と公団が指示されたルート調査の報告期限をこの6月にひかえている時期にタイミングを合わせて行なわれたものだけに、かつてない気迫と盛りあがりを見せ、特に市民大集会では1,000人の予想に2,000人も参加するという、終始熱気に溢れたものでした。

またこのあとをうけ継いで開かれた同盟会の総決起大会でも、秋田・津軽ルートの正当性、必然性が関係方面にかなり高い次元で浸透、理解されていることに大きな自信をもちながらも、太平洋側の反攻には余断を許さないものがあり、地域の命運をかけたこの一戦は、子々孫々への責任においても、勝たねばならない決戦であると決意を新たにしました。

大会のあと、参会の2000名が8班にわかれて、両大会の決議と要望書を、政府、国会、政党、国鉄、公団など関係方面に手渡し、ルートの実現を強く要請しました。

市民大集会



新幹線誘致大館市市民会議(市内13団体で構成、議長—伊藤商工会議所会頭)主催の「市民大集会」平日であるというのに、目標の1,000人が2,000人にふくれあがり、来賓の石田、佐藤両国會議員ほか全員がルート実現の絆巻をしめ、新幹線に寄せる爆発的な盛りあがりの輪をさらに必勝にむけて広げることになりました。

第三回東京大会



秋田県ルート誘致促進期成同盟会第3回総決起大会は、秋田津軽地域出身国會議員をはじめ、運輸政務次官、国有鉄道部長、新幹線統合計画部長、鉄道建設公団総裁、副総裁などかつてないトップメンバーの来賓、県、市町村商工団体など関係者約2000名が参会してルートの実現を固く誓い合いました。

菅江真澄著作46点

秋田県指定重要文化財
昭和33年2月5日指定
所在地・市立栗盛記念図書館
管理者・大館市

菅江真澄が藩校明德館へ献納した著書(佐竹家旧蔵、辻家現蔵)以外の日記その他は、真澄の没(文政12年、1829年)後、民間に散ってしまった。それを明治年代になって努力して集めた人が秋田市の真崎勇助氏(1841~1917年)でその蒐集物が真崎氏の没後、大館の栗盛家へ移譲され、昭和28年より市立栗盛記念図書館にたいせつに保存されている。



菅江真澄(1754~1829)
徳川中期の国学者・紀行家。一七五四年三河岡崎に生まれ、本姓、白井秀雄、名英二のちに菅江真澄と称した。二十八才の時家を出て、各地を流浪すること多年、ことに信州より奥羽・蝦夷地に足跡あまねく前後、四十八年、旅から旅に生涯を送り、數百巻におよぶ紀行と民俗観察記録を残し、文政十二年七月十九日、仙北郡角館で歿した(年七十六才)。墓は同郡旧寺内村四古王神社の附近にある。

図書館に保存されている菅江真澄の資料は46点で、これを大別すると
日記 ————— 約10冊
随筆 ————— 約8冊
草稿を綴った雑葉集 ———— 約17冊
その他、となっている。
この中で、晩年の真澄の知識が集結されている随筆集「筆のまにまに」の全9

巻5冊がもっとも価値高いものとされているが、残念ながら真筆本はすでに行方不明となつて、ここにあるのは写本であり、その他の資料はすべて真澄の自筆である。
機会がありましたらご来館のうえ、鑑賞されるよう市民の皆さんにおすすしめします。

4月1日から1才未満の赤ちゃんの医療費が無料になりましたので、該当者は至急、受給者証の交付を受けてください

- 対象者 市内に住所を有する「1歳未満児」
- 受給資格 ①大館市に住居登録をされている乳児および外国人登録法により登録されている乳児 ②社会保険(健康保険、国民健康保険、日雇健康保険、船員保険、共済)に定める被扶養者
- 受給者証の交付

①お子さんが病院で診察をうける場合市で発行する受給者証を見せなければ、従来どおりお金を徴収されることとなりますので、必ず受給者証の交付をうけてください。

赤ちゃんの医療費は無料に

(1才未満)

②受給者証は「厚生課保健衛生係」と「花矢支所」「十二所出張所」で交付しています。被保険者証、母子手帳、印鑑を持

参のうえ、おいでください。
＜記載手続き中の乳児も対象＞
原則として、保険証に被扶養者として記載されている乳児でなければ発行できませんが、新生児の場合で、被扶養者として認定申請中の乳児でも

事業主の発行する被扶養者認定見込の証明書を持参しますと、受給者証を交付します。

＜異動があったとき＞
つぎのような異動があった場合は受給者証をお返しください

- ①転出するとき
 - ②現在使用している保険から他の保険へ加入するとき(例えば健康保険—国保)
 - ③お子さんが満1歳に達し、受給者証の有効期間が過ぎたとき。
- ※その他くわしいことは、厚生課保健衛生係へお問い合わせください。